

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなる。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されているほか、年齢や性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法及びその他の詐欺的商法の被害が絶えず発生している。

このようなクレジット被害は、悪質な販売行為を誘発する危険性をはらんだクレジット契約の構造的問題から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このような深刻なクレジット被害を防止するため、本年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を開始し、12月10日に報告書を取りまとめ公表しているが、今回の改正においては、消費者に対し、安全・安心なクレジット契約が提供されるよう、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国においては、クレジット契約を利用した悪質商法被害及び過剰与信被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に向け、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 クレジット会社が、顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないよう、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 割賦販売法におけるクレジット会社の規定においては、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないよう加盟店を調査する義務だけではな

く、販売契約が無効・取り消し・解除となったときには、既払い金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を盛り込むこと。

3 1 回及び 2 回払いのクレジット契約を規制対象に含めるとともに、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を規制対象とすること。

4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月25日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
経済産業大臣	甘	利		明	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様